

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当: 矢守章子・井口文絵)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを7月25日付けで更新しました。

(再送: 弊所ホームページ「特許出願の留意点」について改訂しました。)

今年本稿でとりあげた留意点について、取り纏めて、修正実体審査や国内移行の翻訳書提出期限などについての留意点として加筆修正しましたので、ご覧ください。

[http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/intellectual\\_thailand\\_jp.php](http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php)

～編集者より～

先週、インドのデリーを訪問した。丁度、鈴木自動車の現地法人マルチスズキの工場で暴動が起きたのは、デリーを去った次の日となった。私の泊まったホテルがマルチスズキの工場の近くだったので、さらに驚いた。何故、今インドを注目しているのか。それは、東南アジアの知財制度や運用の考え方に大きく影響を及ぼし得る存在だからである。東南アジア政府と一括した言い方は、現状を言い表していないかもしれないが、とにかく、東南アジアに最も影響力を与えている、与えつつある国の一つはインドであろう。中国とのバランスの中で、各国政府は、インドを重く位置づけているように思える。東南アジアの知財政策に影響力がある国に日本があるかという、大きい影響力は期待したいが、期待できないというのが、正直な処かと思う。

インド政府は、今年3月に強制実施権(特許法第 84~94 条、100~102 条)を行使し、バイエルの癌治療薬 NEXAVAR の特許に対し、インド現地企業の NATCO 社にライセンスを供与した。このニュースは結構海外メディアにも話題になり、米国政府特許商標庁の次長からは強い非難の声明が発表されている。このような動きに呼応するかのように、中国は強制実施許諾弁法が5月に施行した。医薬品の強制実施権問題という捉え方もあるが、もっと大きな視点では、世界の流れとして新興国が知的財産制度をどのように組み立てるべきかを先進国に対し強く重い主張を発する時代となったと感じる。

米国及び先進国から発せられるインド政府への非難の内容は、「権利者には通知がなかった」とか、「誰が行使を決定しているのか分からない」そして「WTOに訴える」など等であろう。すでにその幾つかの不満は、ニュース記事となり現実のものとなった。恐らく多くの日本の知財関係者からは、「インド政府はけしらん。手続き無視している。」など声が挙がるものと予想する。しかしながら、タイで、99 年の強制実施権行使騒動(特許権を取り下げたため行使されなかった)、06 年から 07 年にかけての強制実施権行使を見てきた私にとっては、今回の米国政府からの非難なんて「想定範囲内」そのものなのである。タイの過去の事例で言うと、権利者への書面での通知は無いが、マスメディアを通じて一斉に通知されてしまうのである。何をもって「通知」というのかは、各国様々であるということであろう。また、実施権を行使する決定を決裁する人も、タイ政府の場合は、担当大臣であり、知的財産局なんか全く関与しないのである。恐らく、インドの場合もこれと似通った手続きで進行していったのではなかろうか。

他にもタイ政府とインド政府との関係も強制実施権を巡っては、関係深い。たとえば、タイ政府が強制実施権を行使決定した医薬品がタイで製造できないとなると、インド政府、インド企業を訪問して発注するのである。何年か前の話だが、実際にタイの大臣がインドへ発注するための出張に行った事例があった。今回の強制実施権行使騒ぎの側面としてインドの製薬能力がある。ジェネリック医薬品とその製造能力が世界でも有数な企業が数社、インドにある。米国がタイ政府への対応よりも強硬な対応をインド政府にしているのが、当にこの理由にある。恐らく米国はこのインドの巨大市場を背後に控えたその製薬能力を最も警戒しているのではなかろうか。

私が、かねてより、日本政府関係者に具申しているのは、強制実施権行使の手続きをしっかりと定めておくことの重要性である。現行法のような裁定実施権(特許法第 83 条から 89 条)という用語だけしか規定されていない状態では、近い将来に対処できない事態が生じるかもしれない。手続きの簡略化と権利者への透明化、そして責任の明確化が、最も重要な要素である。権利者の合意を取るための手続きを長々としていたら、緊急事態には全く間に合わない、むしろ阻害する制度だと非難を受けることとなる。緊急事態にどのような決裁をしなければならないのかを詳細にマニュアル化して訓練(シュミレーション)しておく必要が有るのではなかろうか。韓国でも鳥インフルエンザの事態の際、国会審議(2005 年)において強制実施権行使が議論されたように、いつ議論されてもよいように指針などを整備する必要がある。

インドの話題をもう一つ。インドの特許制度は実に面白い。大いに出願人泣かせである反面、ほとんどの特許出願が外国からという現実面を見ると、うまく対応しているなど思わせる面もある。

例えば、インドの特許制度の特徴として①アクセプタンス期間がある(特許法第 21 条) ②出願後 6ヶ月以内に対応外国出願の審査経過を開示する(特許法第 8 条) ③異議申し立てが登録前後でできる(特許法第 25 条) などなどがある。特に①では、アクセプタンス期間とは最初の審査官からのオフィシャルアクションから 12ヶ月以内に、出願が登録されなければ、その出願は放棄したものとみなすというユニークな規定である。まさに現地政府から海外権利者へ与えられる権利という制度である。もし、中間処理が2回審査官との往復があったとすると、まず 12ヶ月では足りず、期限切れ放棄という取り扱いとなる。②の対応外国出願の審査経過を提出する規定は、他の東南アジアでも同様な規定があるが、インドでは出願後6ヶ月以内という極めて短期間に審査経過を全て提出しなければならない。この審査経過というのは、他国全ての審査経過を意味しており、これを提出しなかったために、無効審判(IPAB, Intellectual Property Appellate Board)で無効となった事例(特許法第 64 条(m))があるという。これらを見ているとまさに出願人泣かせでかつ、無効審判請求人(権利侵害者の場合が多いが)に大いに有利な制度である。いずれインド国内の出願人が多く出願をしていく時代が必ずやって来る。その時まで、これらのユニークな法制度が大いに改正され、自国の産業発展に繋がることを期待したいものだ。

～シンガポールでジェネリック医薬品の採用により医療費が減少～

シンガポール健康科学庁は過去 2 年間でジェネリック医薬品 18 種類の販売を承認した。この 18 種には抗生物質から抗がん剤まで様々な治療薬が含まれ、喘息の治療によく用いられる Singulair も入っている。シンガポールジェネラルホスピタル薬剤部副部長の Lim Mun Moon 氏はジェネリック医薬品に転換することで多くの場合薬剤費を大幅に削減できると話す。昨年同病院の患者は、病院が後発の alendronate(骨粗鬆症治療薬)、gabapentin(神経痛治療薬)及び clindamycin(抗生剤)に切り替えたことにより 90 万シンガポールドルの薬剤費を節約することができた。今年は心臓病患者がよく使用している抗血小板物質の Plavix などの特許期間が満了する。この他コレステロール薬の大ヒット商品 Lipitor のジェネリック医薬品が最近入手可能になった。ジェネリック医薬品のうち売上上位 3 位を占めるのはコレステロール薬の simvastatin 錠、ビタミン D 入りカルシウム、糖尿病薬 glipizide である。

(2012 年 6 月 28 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールのクラブが同名のバリのナイトスポットのオーナーらにより名称の使用中止を求める訴えを起こされた～

シンガポールの Marina Bay Stand(MBS)のクラブ Ku De Ta が同名のバリのナイトスポットのオーナーらにより Ku De Ta の名称の使用中止を求める訴えを起こされ、これからシンガポール高等法院で審理が行われる。事件の本質は、元々バリのナイトスポットに出資していたオーストラリア人実業家の Arthur Chondros 氏が共同経営者と対抗する立場に方向転換したことにある。バリのナイトスポットのオーナーらは、Chondros 氏が設立したオーストラリアの Nine Squares 社が登録した「Ku De Ta」商標の登録無効も求めている。

(2012 年 7 月 4 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで特許法と知的財産法の改正が議会で承認された～

昨日シンガポール議会で特許法と知的財産法の改正が承認された。主な改正点は、特許が登録要件を全て満たした時に限って登録が認められるようになるという点である。改正以前は、実体審査が行われなくても登録可能であった。昨年登録要件を完全に満たしていなかった出願が5%、一昨年は7%であった。もう一つの重要な改正点は、外国の資格を持つ弁理士がシンガポールで登録し、弁理士業を営むようにした点である。これまではシンガポールで研修を受けた代理人だけが仕事をすることができた。

(2012年7月11日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ国家警察がタイ東部で違法ソフトを使用しているインターネットカフェを摘発～

タイ国家警察の経済犯罪抑制部(ECOTEC)はタイ東部のインターネットカフェの強制捜査を行い、違法ソフトを使用している店舗を4軒発見したと発表した。ECOTECはタイ全土で強制捜査を行うと強調している。今回の捜索では、チョンブリー県及びチャンタブリー県にあるインターネットショップで、Microsoft Windows 7, Microsoft Office, Microsoft XP Professional, 及び Microsoft Office Visio Professional 計 91 万パーツ相当が発見された。この他、ローイエット県の2店舗でも違法ソフトが発見された。これらの店舗のオーナーはMicrosoft Thailandと交渉し、130,607パーツの損害賠償金の支払いと新聞への謝罪広告を受け入れた。

(2012年6月21日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイジャスミンライスの地理的表示登録が欧州と中国で手続き中～

パッチマー タナサンティ知的財産局長は、中国からの誘いを受けジャスミンライスの中国での地理的表示登録を準備していると発表した。ジャスミンライスのEUでの地理的表示登録は現在補正手続き中で、2ヵ月程でこれが終了する予定である。Doi Chang 及び Doi Tung コーヒーのEUにおける地理的表示登録については、出願は現在公告されコロンビアコーヒーのように問題なく登録される見込みである。

(2012年6月21日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイのプミポン国王の発明が特許登録～

タイのプミポン国王による発明 Chaipatana Aerator が特許登録され、2012年6月11日に Boonsong Teriyapirom 商務大臣により国王に授与された。プミポン国王は1993年以来 Chaipatana aerators、降雨技術、バイオディーゼル、発電機及び水処理技術など計11件の特許を登録している。Boonsong Teriyapirom 商務大臣は国王が政府に国民に対しIP保護の啓蒙を進めるよう要請したと話した。

(2012年6月21日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ関税局が記者会見で押収品を公開～

2012年5月31日、タイ関税局による記者発表が行われ、密輸品、知的財産侵害品及び危険物の押収品計4,200万パーツ相当が公開された。税関職員はサケーオ県でトラックの捜索を行い、女性用ハンドバッグ、シャツ、スポーツシャツ、靴、メガネ、携帯電話フレーム、ディズニーのDVD、計2,601万パーツ相当を押収した。(2012年6月22日、タイ関税局ウェブサイト掲載)

～タイが日本から輸入される自動車部品への関税を今年4月に遡及して撤廃～

タイは日本から輸入される140種類以上の自動車部品への関税を今年4月に遡及して撤廃した。これはアセアン地域の自動車生産のハブとなることを目指す国の方針を支える日タイ経済連携協定(JTEPA)のもと実現した。国際通商交渉局長の Srirat Rastapana 氏は、財務省は日本から輸入される自動車部品に対する関税を今年10~20%からゼロに削減するという声明を発表したと話した。削減される品目は、車軸、トランスミッション、ブレーキ、タイヤ、燃料タンク及びエンジンなどである。JTEPAは2007年11月1日に発効し、両国は輸入関税ゼロを目指して段階的に日本に輸出されるタイ製品の81%及びタイに輸出される日本製品の72%の関税率を引き下げてきた。JTEPAでは、自動車部品は慎重に扱うべき品目とされていた。これらの製品の関税は、アセアンに最初から加盟していたタイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシアにブルネイを加えた国々の間で全ての製品(特に慎重に扱うべきものを除いて)の関税をゼロに削減した後に、初めて削減可能となった。アセアンは最終期限の2010年1月1日までに関税をゼロにすることに成功した。Srirat氏は、関税削減は日本から高品質の部品を安価に調達することでコスト削減を可能にし、タイの産業を強化するのに役立つと話している。過去3年にわたりタイは年間30億ドル以上の自動車部品を日本から輸入している。昨年の輸入額は58億7,000万ドルに達し、これはタイの自動車部品輸入の63%を占めている。Srirat氏は雇用と付加価値を生み出しているタイの自動車産業に対する日本の投資を評価している。2003年から11年の日本からのタイ自動車産業に対する投資は360億ドルを超え、アジアの自動車産業に対する日本の投資全体の24%を占めている。(2012年6月23日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局がWIPO代表団を迎えWorld GIs Symposiumに関する会合を行った～

2012年6月21日、パッチマー タナサンティ知的財産局長は、WIPO代表団を迎え、World GIs Symposiumに関する会合を行った。このシンポジウムはタイがホストとなって来年中ごろに行うもので、タイと外国からの参加者双方が地理的表示に関する知識と経験を交換する機会を与えることを目的としている。この他タイ事業者の間に地理的表示の保護と活用を普及させ、タイの地理的表示商品を国際社会への可能性を高めることが期待されている。

(2012年6月25日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局一行がマドプロによる商標登録について協議するため中国を訪問～

2012年6月17日から20日まで、パッチマー タナサンティ知的財産局長、商標委員、及び知的財産局高官がマドプロによる商標登録について協議するため中国を訪問した。訪問団は中国国家工商行政管理総局(SAIC)、中国商標局(CTMO)、中国国家知的財産局(SIPO)、中国商標協会(CTA)、CCPIT Law Office、Wan Hui Da Law Office、及び Han How Law Office などと知的財産に関する協力について話し合いを行った。訪問のもう一つの目的はDIPと中国当局の協力を強化することであった。(2012年6月25日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ関税局が国境税関による押収品を発表～

期間:2012年5月

商品:被服、眼鏡、ハンドバッグ、携帯電話と携帯電話用アクセサリー、種類、プラスチックカード、

CD、DVD 及び靴。

摘発件数：49 件、2,054 万 9,226 パーツ相当

摘発地域：ムクダハン、メーサイ、プーケット及びパダンブサール

捜索場所：スリン県タイ・ラオス友好橋、メーサイの郵便局、プランブリーでは車内、及び商業ビル  
違法行為：

- ・ラオス国境税関ではタイ・ラオス友好橋において携帯電話の密輸を発見した。
- ・ミャンマー国境税関ではメーサイ郵便局とタイ・ミャンマー友好橋において被服、眼鏡、バッグ、DVD を発見した。
- ・マレーシア国境税関では CD 及び DVD の密輸を摘発した。
- ・プランブリー税関では被服、バッグ、酒類、ワイン、サプリメント食品、クリーム、ウクレレ、DVD 及び靴の密輸を発見した。

商品の原産地：ラオス、カンボジア、中国及びマレーシア

前月及び前年比：2012 年 5 月の摘発件数は前月よりも 5 件増加したが、前年同時期よりも 22 件減少した。

(2012 年 6 月 28 日、タイ関税局ウェブサイト掲載)

～タイで GMM Z チャンネルによるユーロ 2012 の衛星放送独占は視聴者の権利を奪ったとする消費者団体の訴えに今日決定が下される～

タイ民事裁判所は今日、タイ消費者団体協会 (Confederation of Consumer Organisations of Thailand) および衛星テレビ視聴者がユーロ 2012 を無料テレビ局 3 局で放送する権利を独占する GMM Grammy に対して提起した訴えを認めるか否かを決定する。消費者団体協会は、GMM Z (GMM Grammy の衛星放送部門) は 1,000 万以上のテレビ視聴者にユーロ 2012 の視聴を不可能にしたことに責任があると主張し、一般的な消費者の権利の侵害に当たるとした。GMM Z の基本戦略担当取締役の Dew Waratantagoon 氏は会社は権利の所有者であるヨーロッパサッカー連盟 (UEFA) の条件に従わなければならないと主張した。GMM Grammy との契約を変更し他の衛星放送テレビ事業者へ権利を拡大するよう UEFA と交渉したが、UEFA はそのような変更はタイ以外の地域に電波が飛ぶという重大なリスクにより相殺されてしまうと回答した。民事裁判所の主任判事である Chumnant Ravivanpong 氏は全ての要因を考慮した後裁判所は今日決定を下すと話した。  
(2012 年 6 月 28 日、タイネーション)

～タイで無料テレビ局事業者 3 局がユーロ 2012 の試合を発信することを認めないという決定～  
昨日長い審理の末、タイ民事裁判所は国際的な著作権法に違反するという理由で、無料テレビ局事業者 3 局が衛星テレビ受信者に対しユーロ 2012 の試合を暗号化されていない衛星信号を使って発信することを認めないという決定を行った。タイ消費者協会は、衛星放送受信機によりテレビを視聴している 1,000 万以上の世帯がユーロ 2012 を視聴できないことに責任を取るべきだと主張し、GMM 社の行為が一般消費者の権利の侵害に当たるとして GMM Grammy に対しこの 1,100 万世帯の 3,300 万人に各 1,590 パーツの損害賠償の支払いを要求した。ラジオ・テレビ放送および通信のための伝搬周波数は社会の利益のために用いる国家の資源であると定める憲法 47 条のもとでは、無料テレビ事業者は公共放送サービスに責任を果たさなくてはならない。しかし無料テレビ事業者はアナログ地上信号を通じた放送のみを契約しているため衛星放送受信機を用いた家庭

に対する衛星テレビ放送サービスを提供することができない。裁判所はまた、このような問題の再発を避けるため出来るだけ早く規制を実行することを放送通信委員会に要請した。1,000 万世帯以上がユーロ 2012 大会期間中に黒い画面を見つめることになったが、従来のテレビアンテナが GMM Z 衛星テレビ受信機のある家庭では試合を観戦できた。

(2012 年 6 月 30 日、タイネーション)

～タイで第 8 回 Exhibition of Young Inventors2012(IEYI2012)が開催された～

昨日バンコク国際貿易展示場(BITEC)で第 8 回 Exhibition of Young Inventors2012(IEYI2012)が開幕した。この展示会にはタイ、日本、マレーシア、インドネシア、香港、フィリピン、シンガポール、台湾及びベトナムから 300 名以上の青少年発明家による 206 作品が出展される。青少年発明家の年齢は 6 歳から 19 歳である。IEYI は 2004 年に日本の発明協会 100 周年を記念して開始され、参加国が順番にホスト国を務めている。

IEYIは昨日閉幕し、最優秀賞は香港の生徒による Door Stopper Hinge、マレーシアの生徒による Great Wall of Plastic 及び日本の生徒による Nursing Care Machine(lifter/mover)に贈られた。

(2012 年 6 月 29 日/7 月 2 日、タイネーション)

～タイで知的財産侵害センター設立に向け協議が始まった～

2012 年 6 月 28 日、Poom Saraphol 商務副大臣は National Intellectual Property Committee と 2012 年度第 2 回目の会合を行った。この会合では、知的財産侵害センターに関する首相府規則について協議が行われ、センターの設立に関する法案と 2013 年から 2016 年までの IP 戦略 7 種が承認された。IP 戦略は知的財産局長並びに社会経済開発局、予算局、NSTDA、工業連盟、タイ商工会議所及びその他関係各機関からのチームが先導する実行計画の下進められる。

(2012 年 7 月 6 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで密輸医療機器と違法化粧品が多数押収される～

食品医薬品管理局及び消費者保護警察がラチャダピセーク地区の保管施設の強制捜査を行い、300 万パーツ以上相当の違法商品を押収し、昨日これらの密輸医療機器及び違法化粧品の押収品多数が保健省で公開された。

(2012 年 7 月 6 日、バンコクポスト)

～タイライオンが 7 億パーツの設備投資～

Lion(Thailand)は年内又は来年の早い時期までにチョンブリー県シーラーチャーの工場で生産能力強化のため 7 億パーツを投入する予定である。社長の Boonuarit Mahamonrti 氏はこの資金はシーラーチャー工業団地の工場に新しい機械を設置するために使われ、洗浄剤、食器洗剤、衣料柔軟剤の生産能力を 50%引き上げるし、この投資はこれらの製品の国内外の市場での需要拡大に対応するためのものであると話した。会社は新しい顧客層を開拓し、既存の顧客による購買を拡大するために新製品を投入する。生産力増強により、全売上高に対する輸出割合を向こう 5 年間で現在の 10%から 20%に倍増させる計画である。

LION はアセアン、日本、香港及び中東に対する輸出拡大の高い潜在性があるとみている。Boonyarit 社長は LION が 10 年以上に渡りアセアンの他の国々へコンシューマープロダクトを輸出

してきたので、2015年に創設されるASEAN経済共同体(AEC)はそれほど同社に利益をもたらさないとの考えを述べ、LIONはAECにより新しい家庭用品ブランドがこれらの国へ参入してくることを脅威に感じていないと話した。同氏は、LIONは巨大なライバル企業との競争の中で、値引きから製品の無料提供までの様々な戦略に取り組んできたため、グローバルな戦場におけるあらゆる事態を恐れることはないと言った。上半期売上高は、当初予測をわずかに下回る7~8%増であった。これはパーツ高が輸出額に影響したことが主な原因である。同時に多くのタイ人が昨年の洪水の後、不必要な出費を切り詰めた。Boonyarit社長は、LIONは下半期の市場に全体に関して楽観的で、将来多くの製品を投入する予定であると話した。オーラルケア製品は他の製品と比較して世帯普及率が低いままであるため大きな潜在性を持っている。会社は当期の年度売上高が10%増加し120億パーツになると予想している。全体の半分はホームケアで、オーラルケア及びパーソナルケア製品がそれぞれ25%を占める。

(2012年7月4日、バンコクポスト)

～タイで人口比の研究者の数を増やし大学所属研究者に民間企業での勤務を認める計画～  
タイでは人口1万人当たりの研究者の数を現在の9人から25人に増やし、更に現在国公立大学に勤務している研究者に対し民間企業でのフルタイム勤務を認めることを計画している。National Science Technology and Innovation Policy Office(STI)は「National STI Policy and Plan2012-21」においてこの戦略の概要を記した。現在タイで研究職に従事する人は人口1万人当たり9人であるが、4月に内閣に承認された国家計画では、10年間で1万人当たり25人まで増やす計画である。更にSTIと大学の学長の間では、大学に勤務している研究者に対し民間企業での1年から2年間のフルタイム勤務を認めるという話し合いが持たれている。

(2012年7月17日、バンコクポスト)

～タイでエイズ患者らが抗レトロウイルス薬の特許登録に反対しデモを行った～  
エイズや慢性疾患の患者100名が昨日知的財産局に対し米国企業(加州)Gilead Sciences Incが  
出願した抗レトロウイルス薬について特許登録しないよう求めてデモ行進を行った。この薬は  
tenofovirとemtricitabineの混合物で、この二つは現在ジェネリック医薬品に分類されておりタイ政  
府医薬品局(GPO)が製造することができる。Aids Access FoundationのChalrmsak Kittittrakul氏  
はこの特許が登録されればGPOはHIV感染者に通常処方されているtenofovirやemtricitabine  
の製造ができなくなるとし、タイの患者はこの薬を手に入れるのに高い医薬品代を払わなければ  
なくなると話した。同社は今年1月に特許出願を行い、知的財産局は4月に異議申し立て期間  
が終わった後、特許登録するか否かを審査している。もし同社が特許を得るとTenofovir30錠810  
パーツの販売価格が、1万パーツに跳ね上がるとAids Access FoundationのChalrmsak Kittittrakul  
は語っているパッチマー タナサンティ知的財産局長は活動家らに対し特許登録は公正な慣行に  
基づき決定されることになり、最終的にタイの患者が苦しむことがないことを確約すると話した。

(2012年7月19日、タイネーション)

～台湾のスマートフォンメーカーHTCが特許侵害訴訟でアップル社に勝利～  
昨日ロンドン高等法院において、台湾の最大手スマートフォンメーカーHTCによるアップル社の特  
許侵害を否定する判決が行われた。ロンドン高等法院はHTCはアップル社のフォトマネージメント

に関する特許を侵害していないとし、アップル社の slide-to-unlock、multi-touch 及び multilingual keyboard capabilityに関する特許を無効とした。multi-touchに関する特許は共通の一般的知識に照らして自明であるとして、部分的に無効であると裁定した。multi-touch は例えば同時に 2 本の指で画面にタッチすることを言う。

(2012 年 7 月 6 日、タイネーション)

～タイで来年に高速鉄道プロジェクト競争入札～

タイ政府運輸省は、バンコクからそう遠くない 4 つの県でバンコクを結ぶ高速鉄道プロジェクトのために来年早々に国際競争入札を開催する予定だ。

はるかに遠い北部と東北部のチェンマイやノンカイを目的地として選びプロジェクトを開始する代わりに、運輸省は短い距離であるピサヌローク、ナコンラチャシマ、プラチュワップキーリーカンのホアヒン地区とラヨーン路線を決定した。

副運輸大臣 Chadchart Sittiphan が少ない人口密度の遠い県より、この 4 つのルートの方がよりよい効果が期待できるとしている。

「日本はまた近隣県とバンコクをリンクする選択枝に同意した」と Chadchart 氏は日本の国土交通省の外局である鉄道局の次長、田村明比古氏との会合後語った。

タイ政府は、日本と中国にタイの高速鉄道プロジェクトのフィージビリティスタディを行うように要請していた。そして日本側はその建設に関与することに関心を示していた。

運輸省は、次の 6、7 ヶ月で 4 つのプロジェクトのための TOR(入札準備書面)を作成する計画で、タイの内外の建設会社に応札書の提出を要請する予定である。

日本と中国は既にフィージビリティスタディを実施しているので、日本と中国が競合他社よりも大きな利点を持っている、と Chadchart 氏は言った。

日本は、バンコク - チェンマイの経路の調査を終えて、プロジェクトは強力な利益効果を生まないと結論した。

この調査結果では、Chadchart 氏は驚かなかった。ほとんどの電車プロジェクトは単なるチケット販売から大きな収益を期待することはできないので、そのような見通しは珍しいことではない。

日本では、鉄道事業者は、鉄道サービスと共に行なわれた他の商業開発から、お金を稼がなければならない。Chadchart 氏は、タイは国内初の高速列車のモデルとして、その新幹線といった高速列車でよく知られている日本製を使用するだろうと語った。

政府は、鉄道システムに投資し、民間企業に鉄道を運行させ、その路線を使用する料金を支払わせる計画である。

「まず第一に私たちは毎時 250 キロ以上の速度で走行できる電車が欲しい」と彼は付け加えた。

「タイでは非常に速い速度は必要としない。」

新幹線の速度範囲は毎時 240～300 キロだ。(2012 年 6 月 19 日、バンコクポスト)

～世界のソフトウェアの海賊版被害は 630 億ドルにも及ぶ～

シンガポール:ソフトウェアの海賊行為は、新興国経済を主な原因として、2011 年に世界で 634 億ドルを記録したと、昨日、年次調査が発表された。これは、2010 年に 588 億ドルの前の記録からほぼ 8%で上昇したと、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は本調査において報告している。

中国を含むいくつかの新興国経済からなるアジア太平洋では、違法ソフトウェア使用も 2010 年から 12%上がって昨年の被害額、210 億ドルの最高記録に達したと BSA は言った。

33 の市場でおよそ 1 万 5 千人のコンピュータ・ユーザーの調査に基づく研究によると、新興成長市場は、68%の海賊版使用率だが、これは世界平均の 42%、成熟した経済での 24%をはるかに勝っている。これらの市場は、世界的の PC 市場の 82%を占めている。

「近年 PC ソフトウェア海賊行為の推進役となっている新興国経済は、その成長率において成熟した市場を上回っている」と、1 月と 2 月に実施された調査に述べてある。

「新興国市場は 2011 年に世界の新しい PC の出荷台数の 56 パーセントを占めた、また、彼らは現在世界中で使用している PC の半数以上を占める」と、付け加えている。

「、このような海賊版ソフトの商業的価値における世界的な増加は、新興国市場によりほとんどを説明できる。」

中国では、わずか 26 億 5 千万ドルの合法的ソフトウェア市場と比較して、2011 年に不法に得られたソフトウェアはほぼ 90 億ドルの相当に達し、中国はソフトウェア海賊行為に関してはアジアで最悪となった。

米国は、最大の海賊版市場で 98 億ドルと推定される一方、世界最大の合法的ソフトウェア売上高が 410 億ドル以上あると、BSA は報告している。

「(アジア太平洋)地域について起きていることは、PC 成長が急成長しているということだ。地域の PC 成長は 9%成長しているが、海賊行為は毎年 1 パーセントで下がっている」と、BSA の地域マーケティング、シニア・ディレクターであるローランド・チャンは言っている。

「それで、政府は、急速な PC 成長にマッチするために、より速い割合で海賊版率を下げる必要がある。」と、彼は AFP に語った。

(2012 年 5 月 16 日、バンコクポスト)